

江田島市教育委員会会議録

令和3年5月17日（月）令和3年第7回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	10時22分

2 出席者（4名）

教育長	小野藤	訓
教育長職務代理者	三島	雅司
委員	樋上	美由紀
委員	泊野	仁美

3 出席説明員

教育次長	山井	法男
学校教育課長	山近	宏
生涯学習課長	江郷	洋子
学校給食共同調理場総括場長	仁井	雄一
大柿自然環境体験学習交流館長	西原	直久

4 事務局

学校教育課	課長補佐兼総務係長	寺口	博文
-------	-----------	----	----

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第18号 令和4年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について
- (4) 議案第19号 江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について
- (5) 承認第15号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (6) その他

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、第7回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、8ページの議案第19号と12ページの承認第15号については、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第19号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」と承認第15号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第19号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」と承認第15号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

(省略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、泊野委員にお願い致します。

○ 教育長

日程第3、議案第18号「令和4年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針

案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今、上程されました議案第18号「令和4年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」でございます。

議案書、3ページをお開きください。

提案理由でございます。

令和4年度に中学校で使用する教科用図書の採択に関し、基本方針を定める必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（江田島市教育委員会規則第4号）第2条第9号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長から、説明いたします。よろしくをお願いします。

○ 学校教育課長

ただ今、上程されました議案第18号「令和4年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

4ページをお開きください。

「1 採択基本方針（1）採択の基本 教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。」としております。

学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、また後ほど説明いたします。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。として、観点を示しております。

ア 中学校用教科用図書について

社会(歴史的分野)について、令和元年度に不合格とされていた発行者が、教科用図書検定規則に基づき、翌年度に再申請を行い検定審査に合格したことにより、新たに発行されることになった教科書があるため、当該教科書の「選定資料」を作成する。

(ア) 基礎・基本の定着

(イ) 主体的に学習に取り組む工夫

(ウ) 内容の構成・配列・分量

(エ) 内容の表現・表記

(オ) 言語活動の充実

イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

(ア) 内容の特徴・程度

- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

とされています。これらの観点はこれまでと変更はありません。

つづいて、

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。教科書発行者と関係を有する者ということですが、具体的に申し上げますと、採択に関与する方々の3親等以内に、教科書発行者に勤務する方がいないかということです。教育委員の皆様方も含め、確認を行い、採択を行ってまいります。

つづいて、

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表すること。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努めること。

(ア) 市立学校において使用する教科用図書の研究のために作成した資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討すること。

次に、「2 方法、組織及び手続きについてですが、江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続きによって、採択を行う。」

(1) 小学校用教科用図書について

令和3年度使用教科用図書は、原則、令和2年度と同一のものを採択しなければならない。

(2) 中学校用教科用図書について

ア 令和3年度においては、原則、令和2年度と同一のものを採択しなければならない。

イ 新たに発行されることになった教科書がある社会(歴史的分野)については、広島県教育委員会が作成する「選定資料」のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて採択替えを行う。

ウ 江田島市教育委員会は、採択にあたりその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 選定委員会においては

- ・ 江田島市教育委員会が定めた方針に基づき、調査員に教科用図書を調査する観点等を示す。

- ・ 地域の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、委員には保護者や学識経験者を加える。

・今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、江田島市教育委員会に答申する。

(イ) 調査員においては

・選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査研究を行い、報告する。

・その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。

・専門的な調査研究を行うことから、調査員は校長及び教員等とする。

・採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

3 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「令和4年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出する。としております。

この基本方針に基づいて、令和4年度に使用する教科用図書の採択を進めてまいりたいと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

令和3年度は令和2年度と同じものを使用し、今回は、令和4年度に使用する社会の教科書の採択になるのか。

○ 学校教育課長

令和3年度は原則そうである。令和4年度については、新しく歴史教科書が規則に基づき、不合格になっていたものが再申請によって検定済みになったので、教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能であることから、令和4年度の教科書採択を進めていく。

○ 教育長

それではこれで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。議案第18号「令和4年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4, 議案第19号「江田島市学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第5, 承認第15号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

次の教育委員会会議は令和3年6月21日(月)午前10時00分から教育委員会会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員